

Q1 助成金は、請求書類を提出したらすぐに口座に振り込まれますか？

A1 振り込みまでに概ね2か月かかります。ただし、書類の記載もれや添付書類が不足している場合は、さらに期間がかかる場合があります。振り込みをする前に、決定通知書をお送りします。不承認となった場合も、書面で通知します。

Q3 通常、定期検査と同日の治療に薬剤の処方がありますが、助成を受けたい場合には、医療機関で領収書発行の際に、助成対象の項目と助成対象外の項目を分けてもらわないといけませんか。

A3 領収書等に対象外の項目が含まれている場合もそのまま提出していただいて結構ですので、通常どおり発行してもらってください。

Q2 肝がんの定期検査で、血液検査をA病院で、MRIをBクリニックで行いました。Bクリニックは東京都指定の肝臓専門医療機関ではありません。A病院の分しか請求できませんか？

A2 一連の検査として、A病院の医師の指示で、別のクリニックでMRIやCTを実施した場合は対象となりますので、両方の領収書と診療明細書を添付してください。所定の診断書は、A病院の肝臓専門医にまとめて書いてもらってください。

Q4 フォローアップとは、具体的にどのようなことをやるのですか。

A4 肝炎検査の結果、陽性であった方が確実に医療に繋がるよう、東京都（都保健所を含む）又は区市町村から医療機関の受診状況等の確認を行うことです。必要に応じて年1回程度、調査票を送付したり、電話をかけたりします。検査費用の助成を受けるためには、フォローアップ事業への参加が必須条件となっています。

肝臓専門医療機関など詳しくは

東京都 肝炎対策

検索



登録番号(26)424

肝炎精密検査費用のご案内

平成 27 年 3 月発行（平成 27 年度）

編集・発行 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課疾病対策係

郵便番号 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話番号 03（5320）4471（直通）

石油系溶剤を使わないインキを使用しています。

肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方
肝炎ウイルスによる慢性肝疾患で療養中の方 へ

肝炎精密検査費用助成のご案内

（東京都ウイルス性肝炎重症化予防推進事業）

肝炎精密検査費用助成とは

区市町村又は東京都保健所が実施した肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方、肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がん療養中の方を対象に、医療機関で精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成します。

申請の流れ

申請書類の準備

初回精密検査費用助成

肝炎ウイルス検査を受けた区市町村、東京都保健所又はこれらの委託先から、「初回精密検査費用請求書」、「フォローアップ事業参加同意書」を受け取る。

定期検査費用助成

東京都福祉保健局ホームページ又は東京都肝臓専門医療機関で「定期検査費用請求書」、「フォローアップ事業参加同意書」を受け取る。

受診

初回精密検査費用助成

医療機関を受診し検査を受ける。
（領収書と診療明細書を必ず保管してください。）

定期検査費用助成

「東京都肝臓専門医療機関」を受診し検査を受け、所定の診断書に記載してもらう。
（領収書と診療明細書も必ず保管してください。）

申請

申請書類一式を東京都疾病対策課に郵送（「申請方法」の欄を参照）

申請後、都の条件確認を経て助成の決定がなされた方には、保険診療の自己負担分が金融機関の指定口座に振り込まれる。

お問い合わせ先 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課 電話 03-5320-4471
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>

申請方法

申請書類を揃えて、下記に郵送してください。

○初回精密検査費用の請求期限○
区市町村等の肝炎ウイルス検査で陽性と判明されてから1年以内

○定期検査費用の請求期限○
年度内の検査の最終請求期限は、翌年度の4月20日（消印有効）です。

切り取ってお手持ちの封筒に貼り、切手を貼って投函してください。



〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉保健局保健政策部

疾病対策課疾病対策係 行

東京都福祉保健局